

今日発生するかもしれない 経営危機 を 3つの労働劇 で実体験

名古屋能楽堂 労働劇鑑賞と 名古屋有意義パック

労働局の「あっせん」劇



パワハラ上司のルス電に
顔をしかめる紛争調整委員

合同労組との「団体交渉」劇



机を叩き会社側を威嚇する
合同労組書記長

地方裁判所の「労働審判」劇



激しくやり合う労働者側
弁護士と企業側弁護士



名古屋地方裁判所 裁判傍聴



労働劇会場 名古屋能楽堂見学



名古屋城本丸御殿見学



昼食 料亭 大森

主 催 愛知県下各労働基準協会

名北・名古屋東・名古屋南・名古屋西・岡崎・豊橋・一宮・半田・刈谷・豊田・瀬戸・津島・江南・西尾 各労働基準協会

ご案内

労使の紛争が増加中

近年、労働者と使用者の労働をめぐる紛争が増加しております。中には改善しない著しい能力不足による解雇・雇止め、問題行動に対する指導をパワハラであるとして、労働者が企業にその取り消し、賠償を求める等の、企業側には是認できない事例もあります。

労使紛争は、その解決に企業経営者、管理者の労力を奪い、心労の種となり、長期間にわたり経営、業務に専念することもままならぬ事態となり、他の労働者にも悪影響を及ぼす、企業経営を損なう大問題です。

このような労使紛争の多くは、都道府県労働局紛争調整委員会のあっせん、合同労組との団体交渉、地方裁判所の労働審判、裁判等の労使紛争解決機関に持ち込まれます。

各種労使紛争解決手続は、通常企業側には未体験のもので、ある日突然届いた通知文書に驚き、予備知識のないまま紛争の場に直面することとなり、誤った対応により、企業にとって不利な結果をもたらすことも数多く見受けられます。また、労働者が「何らかの紛争解決機関に訴えるぞ」と主張し交渉の材料とすることもあります。

各種労使紛争解決手続は、一度経験すれば適正な判断が可能となり、必要以上に恐れる必要もなくなります。

そこで、愛知県各労働基準協会では、各種労使紛争解決手続を、演者による迫真的労働劇で再現し、これを弁護士が解説する「労使紛争解決手続実演セミナー」を開催します。併せて会場近辺の名古屋地方裁判所での裁判傍聴、第2期工事が終了した名古屋城本丸御殿の見学等も行う、「労働劇鑑賞と名古屋有意義パック」とした新しい催しです。

労使紛争の防止と発生時の適正、迅速な対応のため、ぜひともご参加いただきますようご案内申し上げます。



日 時 平成29年1月18日(水)

労使紛争解決手続実演セミナー 10:00～11:00 14:00～16:00

会 場 名古屋能楽堂 名古屋市中区三の丸1-1-1

講 師 福岡宗也法律事務所 所長 弁護士 庄 司 俊哉 氏

※労働劇の脚本・解説を担当し、あっせん劇では出演もされます。



あ
労
つ
働
せ
ん
局



セクハラで退職を余技なくされ紛争調整委員に企業の賠償を訴える女性労働者

【制度の概要】

平成13年に設立された個別労働紛争解決促進制度。都道府県労働局の弁護士等の紛争調整委員が、民事上の労働紛争を解決に向けて、労使双方の主張を確かめ、両者にあっせん案を提示するなどで、原則2時間以内で紛争解決を図る。

【劇のあらすじ】

結婚式場に勤務する国立は上司の三鷹次長からパワハラを受け精神障害を発症し退職する。また、立川は三鷹次長からセクハラを受けその後業務上で冷遇され退職をする。両者は会社からの賠償を求め労働局のあっせんに申立をする。会社側ではあっせんに花形社長と中野人事部長が臨んだ。

団
合
体
同
交
労
涉
組



雇止めされた有期労働者の職場復帰を会社に強く要求する合同労組書記長

【制度の概要】

合同労組は、労働組合の無い中小企業の労働者や労働組合があっても加入していないパート労働者等が、個人単位で加入できる労働組合。企業にとっては自社の労働者が合同労組の組合員となった場合、合同労組を無視したり、団体交渉を拒否したりすることは、不当労働行為となり労働組合法の禁止行為となる。

【劇のあらすじ】

自動車部品製造会社の有期労働契約者の山田は、担当業務の受注減少を理由に、労働契約の更新がなされなかった。山田はこの扱いを不満とし、合同労組に加入し団体交渉が始まった。これに臨むのは徳川社長と本多専務。穏やかに始まった交渉は、合同労組の角谷書記長が机を叩き激しく主張し一変する。

労
地
方
裁
審
判
所



交通事故の怪我後の職場復帰が叶わず解雇された労働者の労働審判言い渡し

【制度の概要】

平成18年に開始された地方裁判所が実施する労使紛争解決制度。裁判官である労働審判官と民間出身の労働審判員2名の計3名で構成される労働審判委員会が、労使紛争を3回以内で審理し紛争解決を図る。解決に至らない場合、多くは裁判に移行する。

【劇のあらすじ】

自動車販売会社に勤務する太田は、交通事故で5ヶ月休職した後職場復帰したが、1ヶ月は車の運転ができないことに怒った中山社長に解雇されてしまう。山田は労働審判に申立をし、双方の弁護士を交えた労働審判が開始される。労働者側が求めた解決金は、賃金1年分の384万円であった。

講師略歴

福岡宗也法律事務所 所長 弁護士 庄 司 俊哉 氏

中央大学法学部法律学科卒業。平成9年弁護士登録。平成18年から平成25年まで愛知労働局紛争調整委員を担当。労働災害の安全配慮義務をめぐる裁判等の労働事件の業務も多く、愛知県下各労働基準協会主催の労働講座等の数多い講演を行う。愛知県弁護士会の労働裁判の脚本、演出を手掛け、今回の労使紛争解決手続劇をはじめ、労働災害に関する全8幕90分の本格的な劇となる“波紋「ある工場(工事現場)の悲劇」”等の労働基準協会の労働劇の脚本、解説も担当。前愛知県弁護士会副会長。



労働劇上演

一般社団法人 名北労働基準協会

全国330の労働基準協会の中で、会員企業数3800社の最大規模の協会であるが、労働劇にて労働トラブルの防止を訴える団体としても有名。今回の労使紛争解決手続劇をはじめ、労働災害劇“波紋「ある工場(工事現場)の悲劇」”、パワハラ防止劇”まさかパワハラ加害者になるなんて“等数々の労働劇を上演する。役者、舞台設計、音響、監督は全て協会職員が行っており、労働災害防止大会、企業安全大会等での出張上演も行う。平成27年度全国産業安全衛生大会では、“波紋「ある工場の悲劇」”を上演し、約200の同大会の分科会の中で最多となる1800名が鑑賞し、数百人の立ち見も出た。労働トラブルの現状を知る者ならではの迫真的演技で、好評を得る。平成29年1月には、労働災害劇、パワハラ防止劇のDVDも発売予定。



労働災害劇 “波紋「ある工場の悲劇」”

名古屋地方裁判所 裁判傍聴等 11:00～14:00

名古屋地方裁判所 裁判傍聴



名古屋能楽堂から徒歩5分の名古屋地方裁判所にて労働基準協会職員がご案内し裁判の傍聴を行います。運が良ければ労働裁判の傍聴もできますが、開廷状況は日々異なり、当日までわかりません。予めご了解ください。労使紛争解決手続セミナーの中で裁判の進行についても講師の庄司弁護士からの解説もあります。



労働劇会場 名古屋能楽堂



平成9年に能、狂言などの伝統芸能の振興と文化交流のため開館。今なお匂い香る総木曾檜造りの能舞台と、演能の解説のイヤホンガイド設備を備えた、地方自治体の能楽堂では最大の施設。能楽を紹介する展示室も備え見学ができる。年間10回程度の定期公演以外にも、毎月多くの能・狂言の公演、一般セミナー等が行なわれる。

名古屋城本丸御殿 見学



尾張藩主の住まいとして徳川家康の命により慶長20年(1615)に建てられ、格式高き御殿として知られていたが、昭和20年の空襲で天守閣とともに全焼。平成21年から本丸御殿の復元に着手し、平成25年に玄関、表書院などを公開。平成28年6月からは対面所などが完成公開。平成30年にはすべての建物が完成予定。



昼食 料亭 大森



創業昭和23年の名古屋の老舗料亭。尾張の名工に選出された、総料理長により、自然の恵みとその持ち味を極限まで引き出される会席料理が有名。平成28年4月に名古屋市西区より名古屋能楽堂内に店舗を移転。

左は当日の昼食の割子弁当

●対象 経営者、人事・総務部門責任者、担当者等、社会保険労務士 等

●その他 ①受講票とともに、名古屋城入場整理券、昼食券をお送りいたします。

②参加者多数のため、裁判傍聴と昼食は午前11時～午後2時の間でお時間を指定させていただきます。グループにてお申込みの場合は同一時間となります。

●定員 400名 ※セミナーは全てイス席です。定員になり次第締め切ります。

●参加費 7,500円 ※税、資料代、名古屋城入場料、昼食代を含みます。



愛知県下各労働基準協会では「労使紛争解決手続実演セミナー」を過去に5回開催し多くの方にご参加いただいております。従来の参加費は9,200円(労働基準協会会員7,200円、いずれも名古屋城入場、昼食なし)でしたが、今回は多くの方にご参加いただくことで、お値打ちな参加費となっております。

会場 名古屋能楽堂

地下鉄鶴舞線「浅間町」徒歩10分

申込要領

申込書を各労働基準協会へファックスのうえ、開催日の14日前までに会費を下記銀行口座へお振込ください。
実施機関より受講票を受講日の7日前までにお送りいたします。

名 称	所 在 地	電 話 番 号	FAX 番 号
(一社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670
(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋市港区港楽1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411
名古屋東労働基準協会	〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2階	(052)882-3909	(052)883-3586
名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089
豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町14	(0532)54-2131	(0532)54-2130
岡崎労働基準協会	〒444-0834 岡崎市柱町上荒子30-2	(0564)52-3692	(0564)54-0739
一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496
(一社)半田労働基準協会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441
(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366
豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922
瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)82-2575
津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマワール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390
江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125
西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244
振込先(実施機関) 一般社団法人 名北労働基準協会	三菱東京UFJ銀行 黒川支店 普通預金 No.2036133 一般社団法人 名北労働基準協会	※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。	

労働劇と名古屋有意義パック 申込書

申 込 協 会	労 働 基 準 協 会	※会員番号				
事 業 場 名		T E L	() -			
		F A X	() -			
所 在 地	〒					
ご 出 席 者	氏 名	所属部署・職名	氏 名	所属部署・職名		
受講案内送付先	受講者・担当者 (部署名)	・	様)	お支払予定日	月	日

※会員番号 (一社)名北労働基準協会の会員企業のみ ご送付した封筒裏面の番号をご記入ください。※個人情報 この申込書でご提供いただいた個人情報は、今回お申し込みいただいたセミナーの参加者登録として使用し、登録者の同意なく目的外の利用を行うことはありません。